

会計基準Digest

会計基準を巡る動向 2016年6月号

会計基準Digestは、日本基準、修正国際基準、IFRS及び米国基準の主な動向についての概要を記載したものです。



1. 日本基準

■ 法令等の改正

該当なし

■ 会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

【最終基準】

ASBJ、実務対応報告第32号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」を公表(平成28年6月17日)

平成28年度税制改正において、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物の法人税法上の減価償却方法について定率法が廃止され、定額法のみとなる見直しが行われた。[本実務対応報告](#)は、当該税制改正に合わせ、平成28年4月1日以後に取得するすべての建物附属設備及び構築物から減価償却方法を定額法に変更する場合には、法令等の改正に準じたものとし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱うこととする等の実務上の取扱いを示している。



本実務対応報告は、公表日(平成28年6月17日)以後最初に終了する事業年度のみに適用される。ただし、平成28年4月1日以後最初に終了する事業年度が本実務対応報告の公表日前に終了している場合には、当該事業年度に本実務対応報告を適用することができる。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#)

【公開草案】

該当なし

■ INFORMATION

「日本再興戦略2016」-第4次産業革命に向けて-を閣議決定(平成28年6月2日)

平成28年6月2日、「[日本再興戦略 2016](#)」-第4次産業革命に

[向けて-](#)が閣議決定された。

「日本再興戦略 2016」は、「『日本再興戦略』改定 2015」に続き、成長戦略第2ステージとして位置づけられ、回り始めた経済の好循環を持続的な成長路線に結び付け、「戦後最大の名目GDP600兆円」の実現を目指している。会計・監査に関連する施策としては、「2. 生産性革命を実現する規制・制度改革」に含まれる「(3)未来投資に向けた制度改革」において、以下の4つが示されている。

1. 実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組の深化
2. コーポレートガバナンスの実効性を確保するための市場構造の実現
3. 情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上
 - ① 企業の情報開示の実効性・効率性の向上 等
 - ② 会計基準の品質向上
 - ③ 会計監査の品質向上・信頼性確保
4. 企業と投資家との対話の促進等

上記3.②「会計基準の品質向上」では、以下の具体的施策が掲げられている。

- IFRSの任意適用企業の拡大を促進
- IFRSに関する国際的な意見発信の強化
- 日本基準の高品質化(ASBJにおける我が国の収益認識基準の高品質化に向けた検討が加速されるよう、必要な支援を行う)
- 国際会計人材の育成

【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#)

日本基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(日本基準\)](#)へ

2. 修正国際基準

■ 会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(修正国際基準\)](#)へ

3. IFRS

■ 会計基準等の公表(国際会計基準審議会(IASB)、IFRS 解釈指針委員会)

【最終基準】

会計基準「株式に基づく報酬取引の分類及び測定(IFRS第2号の改訂)」の公表 (2016年6月20日 IASB)

本会計基準は、2010年から2013年にかけて、IFRS解釈指針委員会(IFRS-IC)にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に関する論点が寄せられたことを受け、IFRS-IC会議での審議を経た後、IASBで審議を行った結果、2014年11月に公表された公開草案を経て、公表されたものである。

本会計基準は、以下の3つの論点に関するIFRS第2号の規定を明確にし、基準書の付属文書に設例を追加して、明確にされた基準の適用に関するガイダンスを提供している。

- 現金決済型の株式に基づく報酬取引の測定
- 源泉徴収義務に関する純額決済条項を有する株式に基づく報酬取引の分類
- 現金決済型から持分決済型への分類変更となる、株式に基づく報酬取引の条件変更の会計処理

本会計基準の概要は以下のとおりである。

- 現金決済型の株式に基づく報酬取引から生じる負債を公正価値により測定するにあたり、権利確定条件及び権利確定条件以外の条件をどのように考慮すべきかという点については、持分決済型の株式に基づく報酬取引において負債性金融商品の公正価値を測定する場合と同じアプローチとすることを明らかにした。

- 源泉徴収義務に関する純額決済条項を有する株式に基づく報酬取引が一定の条件を満たす場合、その株式に基づく報酬取引全体を持分決済型の株式に基づく報酬取引に分類することを明確化した。
- 契約条件の変更によって現金決済型から持分決済型の株式に基づく報酬取引に変更となる場合、条件変更日から持分決済型として会計処理し、条件変更日より前に現金決済型の株式に基づく報酬取引として認識されていた負債の額と持分決済型の株式に基づく報酬取引として認識された資本の額との差額は、直ちに当期純損益に含めて認識することを明らかにした。



本会計基準は、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、移行措置に従って将来に向かって適用される。なお、早期適用は認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2016年6月23日発行)

【公開草案】

公開草案(ED/2016/1)「事業の定義及びすでに保有している持分の会計処理(IFRS第3号及びIFRS第11号の改訂案)」の公表 (2016年6月28日 IASB)

本公開草案は、2014年から2015年にかけて行われたIFRS第3号の適用後レビュー、及び、すでに保有している持分の会計処理に関してIFRS-ICから受けた報告について、IASBで議論した結果、公表されたものであり、以下の2つの論点に関する明確化を提案している。

- IFRS第3号の適用にあたり、事業と資産グループとをどのようにに区別すべきか
- 共同支配事業に対して、支配または共同支配を獲得した場合に、すでに保有している持分についてどのような会計処理をすべきか

具体的には、以下の事項を提案している。

- 事業とみなすための最低限の要求事項、アウトプットの定義の改訂、設例の追加等を行い、何が事業と考えられるのかを明確化する(IFRS第3号の改訂)。
- 事業の定義を満たす共同支配事業に対する支配を獲得する取引は、段階的に達成される企業結合であり、すでに保有している共同支配事業に対する持分を再測定することを明確化する(IFRS第3号の改訂)。
- これまで共同支配事業に対する共同支配を有していなかった企業が、事業の定義を満たす共同支配事業に対する共同支配を獲得する場合には、すでに保有している持分を再測定しないことを明確化する(IFRS第11号の改訂)。

本公開草案は、IFRS第3号の改訂について、取得日が改訂案の適用日以後最初の年次報告期間の期首以後となる企業結合から、また、IFRS第11号の改訂については、適用日以後開始する最初の年次報告期間の期首から、それぞれ適用することを提案している。いずれも早期適用は認められる。



コメントの締切りは2016年10月31日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2016年7月4日発行)

IFRSについての詳細な情報、過去情報は

[あずさ監査法人のウェブサイト\(IFRS\)へ](#)

4. 米国基準

■ 会計基準等の公表(米国財務会計基準審議会(FASB))

【最終基準(会計基準更新書(Accounting Standards Update; ASU))】

ASU第2016-13号「金融商品－信用損失(Topic326)」の公表(2016年6月16日 FASB)

[本ASU](#)は、金融商品の信用損失の認識に予想損失モデルを導入するものである。FASBとIASBは金融商品における信用損失の認識につき、発生損失モデルから予想損失モデルへの転換を行うための検討を共同で行っていたが、2014年7月にIFRS第9号が最終化されたことでIASBでのプロジェクトは完了している。

■ 償却原価により測定される金融資産は、残存期間にわたる予想信用損失を認識する。信用損失引当金は評価勘定として、金融商品の帳簿価額から控除され、金融資産は存続期間を通じて回収が予想される純額により表示される。予想信用損失の測定は、関連する過去実績、現在の状況、合理的で裏づけ可能な将来予測に基づいて行われる。当該情報及び測定方法の決定には判断が必要である。

■ 売却可能負債証券に関する信用損失の認識は、現行基準の減損モデルを引き継いでいるが、以下の修正が行われている。

- 信用損失は評価勘定を通じて計上し、戻入れも行われる
- 信用損失引当金の計上額は、公正価値が償却原価を下回る金額を上限とする
- 信用損失の評価において公正価値が償却原価を下回る期間は考慮しない

予想損失モデルという点においてはIFRS、米国基準とも同じであるが、IFRSにおいては信用の著しい悪化が生じていない金融商品については12か月の予想信用損失を計上するなど、会計処理に違いがある。



本ASUはSECに登録している営利企業については、2019年12月16日以降開始される事業年度ならびにその期中報告期間から適用される。早期適用も認められる。

新基準への移行に当たっては、適用開始初年度の期首剰余金で新基準適用による累積的影響額を調整する。なお、一部経過措置が設けられている。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [Defining Issues No16-23](#)(英語)

【公開草案(会計基準更新書案(ASU案))】

ASU案「その他の収益～非金融資産の認識の中止による利得及び損失」の公表(2016年6月6日 FASB)

非金融資産の認識の中止については、収益認識の基準書(Topic 606)の公表時にサブピック 610-20にガイダンスが整備されたが、当該ガイダンスが適用対象に含めるとした「実質的な非金融資産」について、その範囲が明確でないとの指摘があり、また、一部売却についてのガイダンスが不足しているとされていた。[本ASU案](#)は、このような指摘への対処を図ることを提案している。

本ASU案によると、サブピック 610-20のガイダンスの対象となる実質的な非金融資産とは、報告企業が保有する資産であって、①取引相手に対して約束された資産グループの公正価値のほぼすべてが非金融資産に集中している契約、②その保有する資産の公正価値のほぼすべてが非金融資産に集中している連結子会社、のいずれかである。事業もしくは非営利活動に該当する資産グループ・子会社や、持分法投資など報告企業による投資(その投資の対象が実質的な非金融資産に該当するか否かを問わない)は、対象とならない。

また、一部売却については、その売却によって子会社、ひいては非金融資産に対する支配を喪失した場合に残存持分を公正価値により再測定して損益を認識することを要求するが、支配が継続している場合は資本取引として取り扱うとするガイダンスをサブピック 610-20に追加することを提案している。

なお、本ASU案は、適用の開始をTopic606と同時にすることを提案している。



コメントの締切りは2016年8月5日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [Defining Issues No16-21](#)(英語)

ASU案「連結～共通支配下にある関連当事者を通じて保有する持分」の公表(2016年6月23日 FASB)

[本ASU案](#)は、変動持分事業体(VIE)における主たる受益者の判定について、共通支配下にある関連当事者を通じて保有する間接持分が存在する場合の考え方を見直すことを提案している。

- VIEの主たる受益者を判断するための2つの要件については見直しは行わないことを提案している。即ち、VIEの活動を指図するパワーを有し(第1要件)、かつ、潜在的に重大となる可能性のあるVIEの損失を負担する、もしくはVIEからの便益を享受する権利を有する(第2要件)者が、主たる受益者として当該VIEを連結することを提案している。
- 報告企業が単独で第1要件を満たす場合、共通支配下であるか否かを問わず、すべての関連当事者を通じて保有する持分を比例的に勘案することで、第2要件の判定を行うことを提案している。
- 上記の判定において第2要件を満たせなかった場合は、報告企業と共通支配下にある関連当事者とがグループとして主たる受益者に該当するかどうかを判断する。グループとして主たる受益者に該当する場合は、グループ内で当該VIEに最も関連性の深い企業が主たる受益者としてVIEを連結することを提案している。

現行基準においては、共通支配下にある関連当事者を通じて保有する間接持分は自らが直接保有する持分と同等とみなすことが要求されており、結果的に、当該VIEに対して直接的に経済的持分を保有しない場合においても主たる受益者として連結が要求される場合があることが批判されていた。

本ASU案の適用日は関係者から寄せられたフィードバックを踏まえ決定することとしている。



コメントの締切りは2016年7月25日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [Defining Issues No16-25\(英語\)](#)

米国基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(米国基準\)](#)へ

■ KPMG会計・監査AtoZアプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

【最近公開した主な動画解説コンテンツ】

- [オンライン解説 2016年5月 IASB会議速報](#)
- [オンライン解説 2016年6月 IASB会議速報](#)



編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- あずさ監査法人トップページ ([Link](#))
- 日本基準 ([Link](#))
- 修正国際基準 ([Link](#))
- IFRS ([Link](#))
- 米国基準 ([Link](#))